

## 特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

### 1 改正条例

(1) 「長野市職員の特殊勤務手当に関する条例」

(2) 「長野市消防職員の特殊勤務手当に関する条例」

◆条例改正に合わせ、以下の関係規則を改正し、運用条件を規定

ア 「長野市職員の特殊勤務手当支給規則」

イ 「単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当支給に関する規則」

ウ 「長野市消防職員の特殊勤務手当支給規則」

※消防局については、局長通知で運用条件を規定

### 2 改正の経緯

「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用について」（4月21日付けで総務省通知）

#### 国における防疫等作業手当の特例措置

(1) 作業場所に係る要件

●新型コロナウイルス感染症流行地を発航した航空機のうち中国・武漢からの政府チャーター機の内部

●航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうちダイヤモンド・プリンセス号の内部 等

(2) 手当額

作業1日当たり3,000円を支給

ただし、以下の作業に従事した場合には1日当たり4,000円を支給

ア 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業

イ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業 等

#### 地方公共団体における上記特例措置に該当する要件

(1) 作業場所に係る要件

○病院や宿泊施設等の内部

○病院や宿泊施設等への移動時の動線上及び車内

(2) 手当額

国と同様

3 条例等改正内容

(1) 長野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

|   |
|---|
| <p>附 則<br/>         (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)<br/>         3 別表に掲げる感染症等予防作業手当として、(略)、日額 4,000 円を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。</p> |
|---|

(2) 長野市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

|   |
|---|
| <p>附 則<br/>         (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)<br/>         3 別表に掲げる出動作業手当として、(略)、日額 4,000 円を支給する。</p> |
|---|

4 施行期日

公布の日 (令和2年2月1日から適用)

5 作業内容及び手当額【6月30日に長野県議会委員会で示された資料による】

下表の消防職員以外は、長野県の運用を準用する。

| 職 員 | 作業内容  | 手当額 (日額)                         | 作業場所の例          |
|-----|---|----------------------------------|-----------------|
| 一 般 | <u>患者等の身体に直接接触して行う作業</u><br>・患者及びその疑いのある者からの検体採取<br>・自動車における患者及びその疑いのある者の搬送中の介助                   | 4,000 円/日                        | 保健所<br>軽症者宿泊施設等 |
|     | <u>その他患者等に接して行う作業</u><br>・患者及びその疑いのある者からの聞き取り<br>・軽症者宿泊施設における患者への案内、説明<br>・自動車における患者及びその疑いのある者の搬送 | 3,000 円/日<br>(1時間以上は<br>4,000 円) |                 |
|     | <u>患者の使用した物件の処理作業</u><br>・軽症者宿泊施設における患者使用済みネン、ごみの処理   | 3,000 円/日                        |                 |
| 消 防 | 患者及びその疑いのある者の救急搬送業務   | 4,000 円/日                        | 救急車内等           |

6 今後の確認事項（6月30日現在、情報は得られていない。）

| 対 象          | 確認事項                       |
|--------------|----------------------------|
| 患者及びその疑いのある者 | 想定される対象者は、PCR受診者、又は濃厚接触者など |

本市の対応：最終的には、県の規則改正の内容を確認し、本市としての規則改正内容を検討して設定する。

7 概算経費

保健所における検体の採取等業務： 2,530 千円

<内訳>

・PCR検査@4,000円\*1人\*365日\*0.5= 730千円

・対面での聞き取り調査@4,000円\*5人\*30日= 600千円

・車での輸送@4,000円\*2人\*5グループ\*30日=1,200千円

消防局における患者等の救急搬送業務：2,496千円 (@4,000円\*624人)

計 5,026千円 (既決予算で対応)

8 市長専決

(1) 県会日程

6月18日(開会)～6月29・30・7月1日(委員会)～7月3日(閉会(長野県では、規則等の改正は未実施))

(2) 市長専決での対応

- ・7月3日 県会条例改正議決。市として条例改正専決(7月7日 政策説明会で説明)
- ・その後、県の規則改正に併せて市として規則改正し、改正内容を議会説明
- ・9月議会で承認議案として提出。